



国民健康保険に加入している40〜74歳の皆さんへ
**平成28年度の「特定健診」が
 まもなく終了**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

6月から始まっている、特定健診の受診期限が迫っています。生活習慣病などの病気の早期発見、早期対応だけでなく、特定健診を受診するからだと全体の健康状態に関心を持つことになり、節制の意識づけが強化されて結果的に将来の医療費が抑制される効果もあります。



国保加入の40歳〜74歳の皆さん、
特定健診を受けましたか？
 あと残り**1カ月**で終了です！

受診期限

1月31日(火)まで

受診場所

町内または県内の実施医療機関
 (町内医療機関は下記参照)

受診方法

① 受診券を確認
 (対象の人に青色封筒で送付しています。紛失された場合は住民保険課までご連絡ください)

② 医療機関に健診日時を確認

③ 受診券・質問票・被保険者証を持って受診

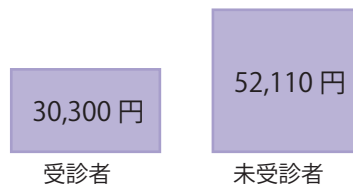
費用 500円



特定健診を受けると、
 こんなにお得！

田原本町の特定健診の「未受診者の医療費」は受診者の1・7倍となっています。

特定健診受診者と年間医療費の関係



その差2万円以上！

(平成27年度田原本町国保データベースシステムより)

田原本町の受診率は約27%
 県内39市町村中34位

平成27年度は約1600人が受診されましたが、県内の受診率順位はワースト6位と低い状況にあります。

⚠ 特定健診を受診すると、人間ドックの助成は受けられませんのでご注意ください。

町内で特定健診を受診できる医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
あまい医院	612	☎ 33-3215
植山医院	120	☎ 32-2036
小阪内科クリニック	新町 52-3	☎ 32-2602
小島内科小児科	三笠 17-8	☎ 33-0933
坂根医院	矢部 337-1	☎ 34-3300
忠岡医院	秦庄 456-8	☎ 32-2629
辻クリニック	547	☎ 32-2258

医療機関名	所在地	電話番号
てらかたクリニック	薬王寺 344-1	☎ 33-4108
殿村医院	新町 30-1	☎ 33-5420
根元整形外科眼科医院	秦庄 137-1	☎ 33-8211
水野医院	183-7	☎ 32-2401
国保中央病院	宮古 404-1	☎ 32-8800
奈良県健康づくりセンター	宮古 404-7	☎ 32-0223
奈良県総合リハビリテーションセンター	多 722	☎ 32-0200

*休診などの場合がありますので、あらかじめ医療機関にお問い合わせください。



人間ドック・脳ドックの費用助成額 (年度にそれぞれ1回のみ)

種別	助成額
人間ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て、上限20,000円)
脳ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て、上限21,000円)

※オプションで検査した項目は、助成の対象外です。

町国民健康保険では、人間ドックや脳ドックを受診する場合に、その費用の一部を助成しています。これは、被保険者の生活習慣病などの早期発見・早期治療のための医学チェックを行うことで、健康状態を継続的に把握するとともに、健康を保持増進することを目的としているものです。

受診後の申請は受付できません

助成を受けるためには受診前に申請が必要です。

国民健康保険に加入している40〜74歳の皆さんへ 人間ドック・脳ドックの費用の一部を 助成します

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

ドック受診後に助成の申請は受付できませんので、ご注意ください。

助成を受けることができる人

●人間ドック

①〜⑥の要件を満たす人

●脳ドック

①〜③の要件を満たす人

① 40歳以上75歳未満の国保被保険者(75歳になる人は、誕生日の前日までに受診してください)

② 申請日時時点で、過去1年間引き続き被保険者の資格があること

③ 国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であること

④ 受診する年度に特定健康診査を受診していないこと

⑤ 人間ドックの検査結果を特定健康診査・保健指導に利用することに同意し、提出すること

⑥ 特定保健指導の対象となった場合は、当該指導を受けること

申請方法

住民保険課国保医療・年金係へ助成金交付申請にお越しください。

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・個人番号が確認できるもの(通知カードなど)

※平成28年4月1日以降に申請した人で人間ドック・脳ドックを受診し、住民保険課国保医療・年金係へ請求にきていない人は平成29年3月31日までににお越しください。



国保税の納付確認書を必要な人にお渡します

確定申告などのために国保税の納付済額を確認される場合は、住民保険課国保医療・年金係で、平成28年1月から12月に納付した額を記載した「国民健康保険税の納付確認書」をお渡しができます。

必要なもの

- 被保険者証・運転免許証など本人確認できるもの
- 確定申告などの社会保険料控除には、国保税の納付証明書を添付する義務はありません。この納付確認

書も納付を証明するものではありません。

- 平成28年12月下旬に納付し、平成29年1月上旬に納付確認書を受け取る場合、12月下旬の納付が確認できていないことがあります。該当する人は、12月下旬に納付した領収書(口座振替の場合は引き落としが記載された通帳)もお持ちください。お持ちにならないと、その納付分を納付済額に含められないので、ご注意ください。